

(5) 申請時：助成金額の転入加算について

Q5-1	転入加算の対象となる場合、必要な住民票はどこで発行してもらえばいいですか？
A	必要な住民票は以下の【】に記載するものです。（※Q2-4再掲） ①「県内」→「三沢市」（50万円）・・・【現在の住民票】 ②「県外」→「三沢市以外の県内市町村」を経由して「三沢市」（80万円） ・・・【現在の住民票+経過した市町村の住民票または戸籍の附票の写し】 「県外」→「三沢市」（80万円）・・・【現在の住民票】
Q5-2	令和5年4月1日に三沢市に転入しました。以前、三沢市に住んでいたことがあります。転入加算の対象となりますか？
A	令和3年3月31日までに三沢市を転出したことが、住民票等で確認できれば対象となります。